

令和8年度首都圏における札幌市シティプロモーション業務

質問と回答(2026年5月11日)

質問 NO.1

該当部分	提案説明書 3 企画競争参加資格 (1)参加資格 ア
質問	3.企画競争参加資格 記載の(ア)資格者ではないのですが、記載の書類(申出書、登記事項証明書)を提出させていただく場合、その審査によって参加資格が得られないことはありますでしょうか？ その場合、差し支えない範囲で審査基準をお教えいただくことは可能ですでしょうか？
回答	札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領(※)に準じ、審査いたします。 (※) https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/documents/shikakushinsayouryou.pdf

質問 NO.2

該当部分	提案説明書 3 企画競争参加資格 (1)参加資格 ア
質問	上記に付随して、提出書類「登記事項証明書」「納税証明書」等の書類については有効期限の指定(取得後3ヶ月以内のものなど)はございますでしょうか？
回答	登記事項証明書・納税証明書等は直近のものをご提出ください。

質問 NO.3

該当部分	提案説明書 6 企画提案書等の提出
質問	一部、【令和8年5月27日(木)12時00分】と、日付と曜日が異なる表記がありました。 【令和8年5月27日(水)12時00分】が正しい提出締切ということでしょうか？
回答	大変失礼いたしました。 正しくは【令和8年5月27日(水)12時00分】となります。 ホームページにて公開している提案説明書は、令和8年5月8日(金)に正しいものに差し替えいたしました。

質問 NO.4

該当部分	提案説明書 6企画提案書等の提出 (1)提出書類 イ
質問	企画提案書及び積算書のPDFデータの提出はUSBメモリでの提出は可能でしょうか？
回答	PDFデータの提出については、本市情報セキュリティの観点上、CD又はDVDによる提出に限らせていただきます。

質問 NO.5

該当部分	提案説明書 6企画提案書等の提出 (2)留意事項 ウ
質問	「提案事業者名を特定できる表現(事業者名・ロゴ・URLなど)は一切記載しないこと」についての確認です。自社で発行・運営しているメディア名の記載について、過去に記載がOKなケースとNGのケースがございました。本事業については、発行物などの表記可否の扱いを教えてくださいませんか。
回答	自社で発行しているメディア名を記載することは、提案事業者名の特定が可能となるため認めておりません。

質問 NO.6

該当部分	仕様書 5業務内容 (1)コミュニティ型イベントの実施(公開収録等)
質問	コミュニティ型イベントの所要時間イメージがあれば教えてください。
回答	これまで札幌市東京事務所で実施した類似イベントについては、1時間半～2時間程度です。内容に適した時間等を設定の上、提案ください。

質問 NO.7

該当部分	仕様書 5業務内容 (1)コミュニティ型イベントの実施(公開収録等)
質問	イベントの登壇者について、イベントを複数回実施する中で、重複することも場合によっては可能でしょうか？
回答	登壇者が重複することは特段問題ありませんが、仕様書に記載のとおり各回別テーマを設定し実施していただきます。

質問 NO.8

該当部分	仕様書 5業務内容 (1)コミュニティ型イベントの実施(公開収録等) 表内「登壇者」
質問	イベントの登壇者選定(起用)について、ご提案の段階ではあくまでも候補としての選定とし、スケジュールや先方意向は札幌市様とのお打合せを経て決定後の確認という流れで差し支えないでしょうか？ また、交渉後登壇想定者がNGとなった場合、別候補を新たに選定させていただく形で問題ないでしょうか？
回答	ご認識のとおり、提案時点では、候補としてお示ししていただき、正式な決定は契約後の打合せを経て行っていただきます。 また、登壇候補者の登壇が難しくなった場合には、別候補者を新たに選定いただくことで問題ありませんが、当初提案の趣旨に見合った候補者選定を行い、本市と十分に協議を行うようお願いいたします。

質問 NO.9

該当部分	仕様書 5業務内容 (1)コミュニティ型イベントの実施(公開収録等) 表内「場所・規模」
質問	表内の場所・規模に関して、「本市主催により無償で実施できるシェアオフィス等の企画も妨げない」という記載がありますが、こちらに該当する施設および無償ではなくとも提携等により使用できる施設・料金についてご教示いただけますでしょうか。
回答	実施日時や企画内容・規模等により各会場との調整は必要となりますが、以下施設での実施については無償で実施が可能となる見込みです。 ・WeWork 各拠点 ・SENQ 一部拠点 ・CIC TOKYO 割引価格等で提供可能な施設は、現時点で想定できる施設はございません。

質問 NO.10

該当部分	仕様書 5業務内容 (1)コミュニティ型イベントの実施(公開収録等) 表内「アンケートの実施」
質問	(4)成果指標及び目標数値の設定にも記載されておりますが、アンケートの実施は、「参加申し込み時」および「イベント終了後(イベント当日)」の2回実施の認識でよろしいでしょうか？
回答	ご認識のとおりです。各イベントへの参加前と参加後に、同一の質問を実施し、「イベントを通じた参加者の意識の変化」を測定してください。

質問 NO.11

該当部分	仕様書 5業務内容 (1)コミュニティ型イベントの実施(公開収録等) 表内「アンケートの実施」
質問	イベント参加者へのアンケート実施について、アンケートは個人情報の取得が必須でしょうか？その場合、弊社が会社としてPマークなどを取得していないのですが、別途個人情報保護の契約などを結ぶ形で対応する形でも差し支えないでしょうか？
回答	本業務については、イベント参加申込者の管理等を行っていただくため、個人情報の取り扱いがあります。 契約におきましては、本市の規定を遵守いただく必要があります。本市の個人情報取扱安全管理基準に基づいた適合申出書等をご提出いただいたのちに、契約締結の流れとなります。なお、Pマークの取得は必須項目ではございません。

質問 NO.12

該当部分	仕様書 5業務内容 (1)コミュニティ型イベントの実施(公開収録等) 表内「その他」
質問	「イベントの企画において、集客の最大化を主目的とした飲食・プレゼント等の提供による誘引は行わないこと。」と明記しておりますが、集客を主目的とせず、飲食を提供する場合、ビールなどのアルコール類の提供は問題ございませんでしょうか？そのほか、飲食を提供する場合の注意点がございましたら、ご教示ください。
回答	ご認識のとおりです。その場合には、参加対象者の年齢や会場における法令・ルール等に準じて実施をお願いいたします。

質問 NO.13

該当部分	仕様書 5業務内容 (2)Instagramを通じた「資産型」コンテンツの制作等
質問	業務内容の中にある「動画制作」について、過去に制作された動画の素材など提供を受け流用させていただくことは可能でしょうか？もしくはすべて新規制作、撮影となりますでしょうか？
回答	原則として新規制作となりますので流用は予定しておりません。ロゴ等の素材提供は可能です。

質問 NO.14

該当部分	<p>仕様書 5業務内容 (2)Instagramを通じた「資産型」コンテンツの制作等 ア イベント内トークセッションを素材としたショート動画制作(10本以上)</p>
質問	<p>資産型コンテンツの制作等において1分程度の動画を10本制作とありますが、コミュニティ型イベントの切り抜きと認識をしております。短い動画ですと伝わらない部分が発生してしまうと思うのですが、長尺の動画を公開する予定又は媒体はありますでしょうか？</p>
回答	<p>本業務では、「イベントを開催したことを伝える単なる“切り抜き・ダイジェスト”動画」ではなく、「関係人口の拡大や移住促進につながるトーク内容等を“PRする動画”」として発信することを趣旨としています。 併せて長尺の動画公開を提案する場合には、札幌市広報部公式YouTube(https://www.youtube.com/user/SapporoPRD)との連携等を協議することが可能です。ただし、当該YouTubeへの動画公開においては、バリアフリーや音消し視聴を想定した全編テロップが必要となりますのでご注意ください。</p>

質問 NO.15

該当部分	<p>仕様書 5業務内容 (2)Instagramを通じた「資産型」コンテンツの制作等 イ 札幌での暮らしを伝える動画の制作(5本程度)</p>
質問	<p>札幌での暮らしを伝える動画の制作に関して、昨年度に制作したものは「暮らすといいっしょ！冬のさっぽろ」の動画5本でしょうか？</p>
回答	<p>「暮らすといいっしょ！冬のさっぽろ」の動画5本は、令和6年度に作成したものです。 今回の提案では、提案者側で札幌で働くことや暮らすことの魅力を伝えるための新たな動画をターゲットやコンセプトと共に提案してください。</p>

質問 NO.16

該当部分	仕様書 5業務内容 (2)Instagramを通じた「資産型」コンテンツの制作等 ウ SNS広告によるターゲット配信と戦略的拡散
質問	4.業務実施体制にも記載されておりますが、SNSの広告出稿については、委託者が行なうと想定だと思っておりますが、その際、Instagramのアカウントを借りて、広告運用する想定でよろしいでしょうか？Instagramへの投稿は、貴市で行なう認識でよろしいでしょうか？ Instagramの運営は、貴市職員と記載されており、どこまでが委託者の業務範囲かを確認させてください。
回答	Instagramへの投稿作業は本市が行います。広告出稿については、本アカウントの広告権限を受託者に移譲し、運用いただく見込みです。 なお、本業務の開始までに、札幌市東京事務所の公式Facebookアカウントを開発することを検討しており、連携した広告運用を想定しています。詳細については、契約締結後に別途協議させていただきます。

質問 NO.17

該当部分	仕様書 8その他 (3)再委託について
質問	専門性が高い業務の一部の再委託を検討しております。その際、再委託承認申請書(任意様式)の提出は、企画提案書時または契約締結時(受託が確定時)のどちらとなりますでしょうか？ また、上記に関連し、専門的知識を有する再委託先を企画提案審査会に同席させても問題ございませんでしょうか？
回答	再委託承認申請書(任意様式)は、契約締結後、実際に再委託を協議する際に提出いただきます。 企画提案審査会に、再委託見込み先の事業者を同席させることは認めておりません。

質問 NO.18

該当部分	—
質問	昨年度までの実施した事業の成果などを把握するために、報告書を公開いただくことは可能でしょうか？
回答	昨年度の業務と本委託業務では、事業の趣旨や実施形態が異なるため、参考として昨年度に本市が実施した類似イベントの実績一覧を公開いたします。 https://www.city.sapporo.jp/somu/tokyo/documents/r8_cpr_situmon_bessi.pdf なお、昨年度のイベントは札幌市東京事務所が直営(本市職員による運営)で実施したものであり、外部事業者への委託によるものではございません。本業務の提案にあたっては、あくまで参考情報としてご活用ください。